

入札説明書等に関する質問回答書(その2)

No.	資料名	項目	頁	項目		内容		回答
143	事業契約書(案)	許認可、届出等	5	第10条	第5項		第10条第5項ただし書きの「当該増加費用」について以下の修正をご検討いただけますか。ただし、当該遅延が大学の責めに帰すべき場合は、大学が当該増加費用(本件事業に関して事業者に融資する銀行団から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する費用を含む。)を負担する。	原文のとおりとします。増加費用の内容については第82条に基づく協議の対象となると考えます。ご質問にある銀行団から請求される費用については、必要であれば大学が負担する考えです。
144	事業契約書(案)	入札説明書、要求水準書の不備・誤謬又は内容変更	5	第11条			第11条の「当該増加費用並びに損害」について以下の追加をご検討いただけますか。当該増加費用並びに損害(本件事業に関して事業者に融資する銀行団から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する費用を含む。)	原文のとおりとします。増加費用の内容については第82条に基づく協議の対象となると考えます。ご質問にある銀行団から請求される費用については、必要であれば大学が負担する考えです。
149	事業契約書(案)	本件施設の設計	6	第12条	第9項		第12条第9項の「当該増加費」について以下の追加をご検討いただけますか。当該増加費用(本件事業に関して事業者に融資する銀行団から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する費用を含む。)	原文のとおりとします。増加費用の内容については第82条に基づく協議の対象となると考えます。ご質問にある銀行団から請求される費用については、必要であれば大学が負担する考えです。
156	事業契約書(案)	法令変更等による設計変更等	7	第14条	第1項		第14条第3項の「事業者の費用」に以下の追加をご検討いただけますか。事業者の費用(本件事業に関して事業者に融資する銀行団から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する費用を含む。)	原文のとおりとします。増加費用の内容については第82条に基づく協議の対象となると考えます。ご質問にある銀行団から請求される費用については、必要であれば大学が負担する考えです。
168	事業契約書(案)	建設に伴う各種調査	11	第26条	第4項		第26条第4項一行目の「増加費用」に以下の追加をご検討いただけますか。増加費用(本件事業に関して事業者に融資する銀行団から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する費用を含む。)	原文のとおりとします。増加費用の内容については第82条に基づく協議の対象となると考えます。ご質問にある銀行団から請求される費用については、必要であれば大学が負担する考えです。
169	事業契約書(案)	建設に伴う各種調査	11	第26条	第5項		第26条第5項ただし書きのとおり事業者は自ら実施した本件土地における埋蔵文化財に関する調査に係る責任を負うべきものと理解しますが、本件土地の埋蔵文化財に起因して発生する増加費用又は損害については大学が当該増加費用及び損害を負担すべきと考えます。 従って、第26条第5項の第1文につき以下の修正をご検討いただけますか。「本件土地の埋蔵文化財に起因して事業者に合理的な増加費用(本件事業に関して事業者に融資する銀行団から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する費用を含む。)又は損害が発生する場合、大学がその合理的な費用及び損害を負担する。」	原文のとおりとします。費用分担は原文のとおりです。増加費用の内容については第82条に基づく協議の対象となると考えます。ご質問にある銀行団から請求される費用については、必要であれば大学が負担する考えです。
176	事業契約書(案)	工事の中止	12	第30条	第2項		第30条第2項の「増加費用」(2箇所)に以下の追加をご検討いただけますか。増加費用(本件事業に関して事業者に融資する銀行団から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する費用を含む。)	原文のとおりとします。増加費用の内容については第82条に基づく協議の対象となると考えます。ご質問にある銀行団から請求される費用については、必要であれば大学が負担する考えです。
189	事業契約書(案)	本件施設の引渡し遅延による費用負担	16	第40条	第1項		「大学は、当該遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額を事業者に対して支払う」とありますが、この合理的な増加費用の具体的な範囲(例えば、支払が遅延することによって発生する追加金融費用も含む等)を明確にして頂けませんか。	現時点で全ての増加費用を想定することはできませんが、ご質問の追加金融費用については、必要であれば大学が負担する考えです。この増加費用の内容については第82条に基づく協議の対象となると考えます。
190	事業契約書(案)	本件施設の引渡し遅延による費用負担	16	第40条	第2項		大学の責めによる引渡しの遅延は事業者が負担した合理的な費用に限定されるにも関わらず、事業者の責めによる引渡しの遅延は遅延損害金8.25%に加え、それを超える部分の損害賠償請求もできるというのは、片務的であると考えます。2項の事業者帰責の場合も、1項と平仄を合わせ、大学が負担した合理的な費用に限定すべき(或いは大学も遅延損害金8.25%を負担すべき)ではないでしょうか。	原文のとおりとします。

入札説明書等に関する質問回答書(その2)

No.	資料名	項目	頁	項目			内容	回答
191	事業契約書(案)	本件施設の引渡し遅延による費用負担	16	第40条	第1項		第40条第1項の「増加費用」に以下の追加をご検討いただけますか。増加費用(本件事業に関して事業者に融資する銀行団から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する費用を含む。)また、「この場合、大学は遅延損害金を負担しない。」は削除願います。大学が遅延損害金を負担しないとする根拠をご教示いただけますか。	前段:原文のとおりとします。増加費用の内容については第82条に基づく協議の対象となると考えます。ご質問にある銀行団から請求される費用については、必要であれば大学が負担する考えです。 後段:原文のとおりとします。
193	事業契約書(案)	本件施設の引渡し遅延による費用負担	16	第40条	第3項		第40条第3項につき以下の変更をご検討いただけますか。3 本件土地の埋蔵文化財に起因して不可避な工期延長が生じ、本件施設の引渡しが遅延した場合、当該遅延に伴って事業者が生じた合理的な増加費用(本件事業に関して事業者に融資する銀行団から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する費用を含む。)及び損害は大学が負担するものとする。 ただし、第26条第2項に規定する事業者の調査又は埋蔵文化財報告書に不備、誤謬がある場合で、当該不備、誤謬に起因して工期延長が生じた場合には前項に従うものとする。	原文のとおりとします。費用分担は原文のとおりです。増加費用の内容については第82条に基づく協議の対象となると考えます。ご質問にある銀行団から請求される費用については、必要であれば大学が負担する考えです。
202	事業契約書(案)	モニタリングの実施	20	第50条	第5項		サービスの質又は内容を達成できない状況が生じ、事業者が認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針を書面で提出すると同時に口頭で報告することとされていますが、緊急時の場合は、まずその状況を口頭で報告し、その後書面での対応方針等を提出することとすべきではないでしょうか。その方が、利用者を危険にさらすことが防げると存じます。	修正いたしました。本日公表の「業績監視とサービス対価の減額等について」及び「事業契約書(案)」をご参照下さい。
203	事業契約書(案)	モニタリングの実施	20	第50条	第2項		第50条第2項につき以下の変更をご検討いただけますか。2 大学は、本件モニタリングの結果を基に、月に1度業務状況の良否を判断し、翌月10日までに書面にて事業者へ通知するものとする。	修正いたしました。本日公表の「業績監視とサービス対価の減額等について」及び「事業契約書(案)」をご参照下さい。
214	事業契約書(案)	契約期間	22	第57条	第3項		<契約期間>「...契約期間終了時に本件施設が前項に規定する水準を満たさない場合、事業者は、その責任と負担により、本件施設を当該水準を満たす状態に修繕、補修するものとする。」と記載されていますが、要求水準書に明記されていないレベルの設備機器(空調機器等)の能力については契約期間終了時において(経年劣化が原因である)使用に支障をきたさない範囲での能力低下ならば修繕、補修の必要はないのでしょうか。若しくは、あくまでも新設時の能力に回復しなければならぬのでしょうか。	契約期間終了時の修繕、補修の条件については、設計図書(及び竣工段階での現場調整も含む)に記載される性能・機能等に基づき維持管理業務計画書に盛り込むことで明確にすることを考えています。
217	事業契約書(案)	本件施設の引渡し前の解除	23	第59条	第2項		「大学は、本件施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができる」とありますが、これでは建設期間中の資金調達が困難となってしまいます。(大学側に買い取らないオプションもある)同条4項で規定する本件土地の原状回復を大学より指定された時以外は、「その全部又は一部を買い受けるものとする」とすべきではないでしょうか。	原文のとおりとします。
222	事業契約書(案)	本件施設の引渡し以後の解除	24	第60条	第4項		本件施設の引渡し後に事業者の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合に大学が被った損害の賠償については第60条第3項に規定されていることから、第60条第4項ただし書きについては削除をご検討いただけますか。	原文のとおりとします。
224	事業契約書(案)	大学の債務不履行による契約終了	24	第61条	第3項		「事業者が被った損害」について以下の追加をご検討いただけますか。事業者が被った損害(本件事業に関して事業者に融資する金融機関から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する費用を含む。)	原文のとおりとします。増加費用の内容については第82条に基づく協議の対象となると考えます。ご質問にある金融機関から請求される費用については、必要であれば大学が負担する考えです。

入札説明書等に関する質問回答書(その2)

No.	資料名	項目	頁	項目				内容	回答
229	事業契約書(案)	大学による任意解除	25	第62条				「事業者が被った損害」について以下の追加をご検討いただけますか。事業者が被った損害(本件事業に関して事業者に融資する金融機関から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する費用を含む。)	原文のとおりとします。増加費用の内容については第82条に基づく協議の対象となると考えます。ご質問にある金融機関から請求される費用については、必要であれば大学が負担する考えです。
232	事業契約書(案)	法令変更による契約の終了	25	第63条	第1項			「サービス対価のうち施設購入費相当分(割賦金利を除く。)の残額にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額」につき、以下の変更をご検討いただけますか。「サービス対価のうち施設購入費相当分(割賦金利を除く。)の残額にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額及び当該解除により事業者が生じた一切の追加費用(本件事業に関して事業者に融資する金融機関から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する費用を含む。)」	原文のとおりとします。合理的費用の負担をするか否か、及び負担する場合の費用の内容については第82条に基づく協議の対象となると考えます。ご質問にある金融機関から請求される費用については、必要であれば大学が負担する考えです。
236	事業契約書(案)	不可抗力による契約終了	26	第64条	第1項			「サービス対価のうち施設購入費相当分(割賦金利を除く。)の残額にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額」につき、以下の変更をご検討いただけますか。「サービス対価のうち施設購入費相当分(割賦金利を除く。)の残額にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額及び当該解除により事業者が生じた一切の追加費用(本件事業に関して事業者に融資する金融機関から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する費用を含む。)」	原文のとおりとします。合理的費用の負担をするか否か、及び負担する場合の費用の内容については第82条に基づく協議の対象となると考えます。ご質問にある金融機関から請求される費用については、必要であれば大学が負担する考えです。
278	様式集	事業提案審査書類	5		(2)			各書類の右下所定の欄に登録受付番号を記載することとされていますが、所定の欄が明示されていないように思われますが、常識的に判断すればよいと考えてよろしいでしょうか。	登録受付番号の記載は不要とします。
279	様式集	事業提案審査書類	6		(2)			使用する文字は10ポイント以上(図面を除く)となっていますが、挿入する図表、ダイヤグラム等で表示される文字が10ポイント以下となることも許されると考えてよろしいでしょうか。	結構です。
280	様式集	事業提案審査書類	6					四周余白を15mmとると、平面図自体が入りません。入らない場合の様式をご教示ください。	様式30～40の図面集については、四周の余白は、左側の綴じ代部分に注意の上、適宜調整して結構です。
281	要求水準書等							要求水準書等に記載されている面積は、建築基準法上の面積として取り扱ってよろしいのでしょうか。	要求水準書等に記載されている面積は国有財産上の面積とします。